

## 第6回 旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会 [指摘・修正事項対応表]

資料3

番号	章	前回資料 ページ	指摘事項	ページ (修正後)	回答・修正内容	備考
1	体裁等		表紙の表題「旧赤星鉄馬邸」の前で改行する	表紙	表紙の表題「旧赤星鉄馬邸」の前で改行しました。	
2	体裁等		表紙の表題(案)→(素案)	表紙	表紙の表題(案)→(素案)としました。	
3	体裁等	-	体裁全体の統一(新フォーマット)	本編全般		
4	体裁等	-	フォント、ページ番号、図面表現等の統一	本編全般		
5	体裁等		復原、復元、復原・復元etc→復原に統一する。	本編全般	引用は除いて修正しました。	
6	1章	4	RC造とその他の構造種別がわかるようにしてほしい。	1-4	RC造のものは末尾にRC造と記入しました。	
7	1章	5	3段落目2行目「~激しい空襲を受けた武蔵野町内」と3行目「昭和31(1956)年~」の間で、(おそらく空襲を受けたが被害を逃れたという主旨の)文が欠落している。	1-5	「武蔵野町内」の後にあった「にあっても被害を免れ、」が消えていたので、修正しました。	
8	1章		江戸東京たてもの園→江戸東京たてもの園	1-8	江戸東京たてもの園→江戸東京たてもの園 修正しました。	
9	1章		荻外荘→「国史跡」追記する	1-8	荻外荘→「国史跡」追記しました。	
10	1章	5	小野貞三は設計担当というよりは構造担当の所員である。()書きで構造担当と書いた方が良い。	1-9	「小野貞三(構造担当)」としました。	
11	1章	6,7,8	「修道女会時代」の図にある赤の点線の意味がわかるようにした方が良い。 生垣の話や、敷地北側は現在別の所有者のものだが当初のRC塀が残っている話は丁寧に補足した方が良い。 (凡例というよりも、前のページの文中で補足した方が良いと思う)	1-10	P1-10に以下のように記述しました。  かつての次男宅にあたる北側の一部・北東側は、現在は旧赤星鉄馬邸の敷地ではないが、当初のコンクリート塀が保たれている(後述の変遷図の赤い点線の部分)。五日市街道からの入口・アプローチがなくなった時期は明確ではないが、昭和32(1957)年の航空写真では確認できる。一方、昭和51(1976)年にはかつての三男宅にあたる位置に集合住宅が建っており、遅くともこのときには赤星家時代のアプローチは消失している。	
12	1章	6、他全体	文が2行しかないページが気になる。前のページにつめるか、レイアウトを調整した方が良い。	全体	文章、図、デザインの変更による再度のずれの可能性があるため、最後に修正します。	保留
13	1章	7,8	「長女宅」は根拠不明(写真による判断のみ)なら記述は削除する	1-11	設計時の「長女宅」は削除しました。委員会で、誤って残っていた旨回答済みです。 ピアリングで、竣工後早い時期に長女宅ができたとのことで、竣工後～の図には残してあります。	
14	1章		「THE ARCHITECTURAL RECOED」の発行年を記載する。設計図の作成年や発行年がわかれれば記載する。	1-11,12	雑誌の発行年、設計図の発行年(図面に書き込まれた日付)を記載しました。	
15	1章	7,8	土地の変遷の図作成時に参照した出典を記載した方が良い。	1-11～17	表上部に記載しました。主な資料自体も掲載しました。	
16	1章	7	「竣工時～接収以前」の図にある「生垣(サワラ)」が5つの緑丸のことか、道路沿いの緑のことかがわかりにくい。また、「生垣(サワラ)」が5つの緑丸のことの場合、この時期に本当にあったのか再確認してほしい(レーモンドが図の位置に植栽を設けたのか疑問がある)。	1-12	高木と思われるのは、塀沿いの方の植栽です。ただ、居間の前にも一時期植栽がありましたが、「サワラ」は推測で、特定はできません(委員会で回答済み)。図の文言と文字の位置を修正しました。	
17	1章	7	縮尺の文字が消えている	1-12	棒スケールを付け、縮尺は削除しました。	
18	1章	7	「竣工時～接収以前」の車側(北側?)には何もなかったように思う	1-12	P1-14の航空写真からわかる通り、建物がありました。	
19	1章	7,8	「竣工時～接収以前」「接収期～修道女会時代初期」の図の敷地東側が、道路がない、又は幅員2m程度しかないように見える表現となっている点が気になる。	1-12～17	図は敷地内ののみとし、敷地周辺を含めた状況は参考とした航空写真、古地図で示す形としました。	
20	1章	7,8	「修道女会時代」の図の五日市街道付近(図面で方位が書いてある位置付近)にも建物があるのではないか。	1-12～17	図は敷地内ののみとし、敷地周辺を含めた状況は参考とした航空写真、古地図で示す形としました。	
21	1章	7,8	棒スケールも加えておくとわかりやすい。	1-12～17	棒スケールを付け、縮尺は削除しました。	
22	1章		上段左と下段右が重複しているか確認すること	1-13	下段右の写真を削除しました。	

23	体裁等		右写真→撮影の前で改行する	1-14	右写真→撮影の前で改行しました。	
24	1章	7,8	次男・三男宅を建てた時期等の出典も記載する。	1-15	P1-9に、親族へのヒアリングに基づく旨記載しております。	
25	1章	7,8	「竣工時～接收以前」の次の時期の図も「接收期～修道女会時代初期」で区切られているが、接收期と修道女会時代は区切った方が良いのではないか。	1-15	3つ目の区分を「接收期～修道女会取得前 昭和19(1944)～昭和31(1956)年8月頃」としました。	
26	1章	7,8	1-36の表では昭和30年に修道女会が取得あるが、1-8の図では昭和31年で区切っている点が気になる。	1-15	年表の取得年の和暦が間違っていたので、修正しました。	
27	体裁等		右写真→撮影の前で改行する	1-15	右写真→撮影の前で改行しました。	
28	体裁等		1-10,1-11ページの写真、地図の上余白を揃える	1-15	写真、地図の上余白を揃えました。	
29	体裁等		2)のフォントサイズが他と異なるので、他に合わせる	1-18	同じでした。	
30	体裁等		脚注のフォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	1-18	フォントを揃えました。	
31	1章		下から4行目(約27億円)、同3行目(約21億円)。貨幣価値を換算した時点はいつか?	1-18	貨幣価値の換算方法には複数の考え方があると思われますが、下記日銀Webサイトをもとにした計算と最近の年度では合わないため、一旦削除しました。 <a href="https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm">https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm</a>	
32	1章		3)文中、(約5億円)。貨幣価値を換算した時点はいつか?	1-19	貨幣価値の換算方法には複数の考え方があると思われますが、下記日銀Webサイトをもとにした計算と最近の年度では合わないため、一旦削除しました。 <a href="https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm">https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm</a>	
33	1章		財団系啓明会→財団啓明会	1-19	財団系啓明会→財団啓明会 修正しました。	
34	1章		柴田雄次氏→柴田雄次	1-19	柴田雄次氏→柴田雄次 修正しました。	
35	1章	11	赤星鉄馬邸をレーモンドに注文した経緯を記載する。	1-20	判明していないので、現時点ではわかる赤星鉄馬とレーモンドのつながりを記載し、設計依頼の経緯は不明としました。	
36	1章	11	「5)趣味・家族・人柄」の3段落目 「六郎はゴルファーであり、」→「六郎はゴルファーであり、」	1-20	「と」を削除しました。	
37	体裁等		脚注16の最初と最後のカッコを削除する	1-21	脚注16の最初と最後のカッコを削除しました。	
38	1章	26	ライトの婦人とノエミ・レーモンドが知り合いであった点を補足した方が、ライトの事務所で働き、旧帝国ホテル設計監理のために来日するに至った経緯を理解しやすい。	1-23,37	追記し、ノエミのページにも書きました。自伝によれば、ノエミの親友とライトの実質的な夫人が知り合った縁とのことなので、そのような記述にしました。	
39	1章		ティテール→ディテール	1-24	ティテール→ディテール 修正しました。	
40	1章		レーモンドが自身が→レーモンド自身が	1-25	レーモンドが自身が→レーモンド自身が 修正しました。	
41	1章		レーモンドの5原則の出典の最初と最後のカッコを削除する	1-25	レーモンドの5原則の出典の最初と最後のカッコを削除する 修正しました。	
42	1章		「管理人のために場所や、」→「管理人のための場所や、」ではないか?原文どおりであれば(ママ)と追記すること	1-25	(ママ)と追記しました。	
43	1章	16~17	3)「アントニン・レーモンド自伝」における旧赤星鉄馬邸の記述 「管理人ためには場所や、～」→「管理人のために場所や、～」	1-25	「管理人ためには場所や、～」→「管理人のために(ママ)場所や、～」に修正しました。	
44	1章	18	「②鉄筋コンクリート造打ち放しの実践」の「レーモンド作品のうち、打ち放しコンクリートを用いた～」は、レーモンドの作品の中での位置ではなく、日本全体・世界を含めて打ち放しコンクリートの立ち位置を語るべきでないか。	1-27	同じページにあった脚注の文章を一部変更の上本文に移動し、下記のようにしました。  レーモンドは1926年竣工の「靈南坂の自邸」において初めてコンクリート打ち放しを設計に取り入れており、世界的にみても先駆的な例といえる。打ち放しコンクリートの最初期の建築としては、オーギュスト・ペレの「ル・ランシーの教会」(1923年竣工)があるが、打ち放しコンクリートは柱・梁に用いられており、壁として初めて用いたのはレーモンドの「靈南坂の自邸」とされる。 戦前のレーモンドの打ち放しコンクリートによる大規模住宅として靈南坂の自邸、旧赤星鉄馬邸のほかに赤星喜介邸(1932年竣工)、川崎守之助邸(1934年竣工)、福井菊三郎邸(1936年竣工)があったが、現存しない。1934年竣工の旧赤星鉄馬邸は、レーモンド作品のうち、打ち放しコンクリートを用いた大規模建築の住宅で現存するものとしては最も古い	
45	1章		④「3)～通り、」→削除する	1-27	④「3)～通り、」→削除しました。	
46	1章		デザインしたとしている。(改行)こうした→デザインした。(改行なし)「こうした」→削除する	1-27	デザインしたとしている。(改行)こうした→デザインした。(改行なし)「こうした」→削除する 修正しました。	

47	体裁等		脚注のフォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	1-27	フォントを揃えました。	
48	1章	21~	年表がA3折り込みで読みにくい。レイアウトを調整してA4に収める方が良い。	1-29~	A4に修正しました。	
49	体裁等		脚注のフォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	1-39	フォントを揃えました。	
50	1章	29	図1-5 「193(竣工後)」→「1934(竣工後)」	1-41	「4」を入れ、修正しました。	
51	1章	34	「①武藏野市、特に吉祥寺地域にの発展初期の歴史や景観が継承されている」の3つ目・(・戦災やその後の~)は内容を要検討 (短冊状敷地に関する地図の掲載と説明文章を挿入し、間口や南北の奥行きに関する補足をお願いします。)	1-41 (1-3~7)	<p>前段に、短冊状敷地に関する記述を入れました。以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P1-3~4「立地環境」にかつての短冊状敷地割であったこと、赤星家の当初敷地がそれを継承していたと考えられること、「五反通り」の記載がある昭和3年の地図について記載しました。</li> <li>・ご指摘と直接は関係しませんが、敷地東側の通り(至「五反通り」)が古くからあること、一時期名称が「成蹊通り」、「成蹊南通り」であったことを記述しました。</li> <li>・P1-5~7に吉祥寺村絵図(寛文4(1664)年)、古地図(昭和3(1928)年、昭和18(1943)年)の古地図を掲載しました。</li> </ul>	
52	体裁等		脚注のフォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	1-46	フォントを揃えました。	
53	1章		名を遺す→名を残す	1-47	名を遺す→名を残す 修正しました。	
54	1章		濱家→漁家	1-47	濱家→漁家 修正しました。	
55	1章	36	建物にとって重要な昭和9~19年の間の改変・修繕の記述が少ないため、充実させた方が良い(プール、周辺の長女宅、敷地北側にあった入口・アプローチ等の改変は記載できるのではないか)	1-47	<p>プールは計画のみで竣工しなかったので、記載なしとします。</p> <p>長女宅は、昭和9年に近い時期ながら不明なので、その旨記載しました。アプローチの改変は、ほかのページに以下のように記載しました。</p> <p>P1-10 かつての次男宅にあたる北側の一部・北東側は、現在は旧赤星鉄馬邸の敷地ではないが、当時のコンクリート塀が保たれている(後述の変遷図の赤い点線の部分)。五日市街道からの入口・アプローチがなくなった時期は明確ではないが、昭和32(1957)年の航空写真では確認できる。一方、昭和51(1976)年にはかつての三男宅にあたる位置に集合住宅が建っており、遅くともこのときには赤星家時代のアプローチは消失している。</p>	
56	1章	36	長女、次男、三男宅が建った時期を明確にする。	1-47~	<p>長女宅が建った時期は、昭和9年に近い時期ながら不明、次男宅はもともとは長男宅で昭和12年竣工、三男宅は時期詳細不明です。</p> <p>そこで、年表に下記を追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「時期詳細不明 長女が結婚に伴って南側の土地を譲り受け、長女の夫が家を建てる。」</li> <li>・「昭和12年 長男宅竣工(後の次男宅、次男宅になった時期は不明)」</li> <li>・「平成27年 南側の長女の土地だった部分が赤星家親族の所有を離れる」</li> </ul>	
57	1章	39	「(1)保存の現状と課題」1~2行目「～概ね健全とみられる。」とあるが、p2-1に「～たびたび漏水～」や「～給水管の劣化～」等の記載があり、内容が一致しない。	1-50	「建物は(略)概ね健全とみられる。」→「建物の躯体は(略)概ね健全とみられる。」としました。	
58	1章		⑦…(令和5年度～令和7年度)→…(令和5年度)	1-52	⑦を令和5年度のみとし、⑩オープンハウス(令和7年度)を追加しました。	
59	1章		⑨の後に追加。⑩オープンハウス(令和7年度)	1-52	⑦を令和5年度のみとし、⑩オープンハウス(令和7年度)を追加しました。	
60	1章		⑥「な「生きた…」→「な「生きた…」	1-52	「な「生きた…」→「な「生きた…」 修正しました。	
61	2章	6他全体	室名の書き方と根拠の再確認、修正	全体	室名を修正した下図に差し替えました。	
62	2章	1	「1)全体的な保存状況」の3段落目 「あずまや」または「物干し小屋」の再確認、記述の仕方の修正	2-1	正面からの写真で、いわゆるあずまやと確認できます。ただ、必ず書くべき構造物というほどではないので、削除しました。	
63	体裁等		令和6年度→令和6年度(半角→全角)	2-1	令和6年度→令和6年度(半角→全角) 修正しました。	
64	2章	2	「2.保護の方針」で具体的な設定の話をする前に、①レーモンドによる設計を保護する②GHQ時代の遺構を保護する③レーモンドによる設計の保護のために旧修室棟を解体する の大きく3点の方針を書いた方が良いと思う。予算要求時の理由付けとしても役立つ。	2-2	2章では、「レーモンド設計による当初の建築を保存し、復原可能な箇所は復原する。なお、旧赤星鉄馬邸から庭園への眺望、庭園から旧赤星鉄馬邸への眺望を当初に近づけるため、旧修室棟は解体する(庭園内の第3章環境保全計画参照)。」としました。GHQの話は3章になります。	
65	2章		(1)部分の設定…→番号誤り。以下同じ。引用の番号も同じ(下から3行目など)	2-2	番号を修正しました。	
66	体裁等		2)の前の空白行を他に合わせる	2-3	2)の前の空白行を他に合わせる 修正しました。	

67	2章		外壁各面の上から1番目、3番目「礼拝堂」→「礼拝棟」	2-6	1番目(北)、2番目(東)、4番目(西)の「礼拝堂」→「礼拝棟」を修正しました。	
68	2章		外壁各面の上から1番目、3番目に既存塀を追加する	2-6	1番目(北)、3番目(南)立面図に西側の塀を追加しました。	
69	2章	12	図2-1 「文化庁」→「国」、「教育庁」→削除	2-13	「文化庁」→「国」、「東京都教育庁」→「東京都」としました。	
70	2章	13	「①耐震補強」文章が終局耐力的な説明(基準法通り)となっているが、耐震補強計画ではIs値0.75で基準法の1.25倍の耐力を持たせているはず	2-14	「耐震補強は、レーモンドの設計意図を阻害しないよう配慮しながら、大地震時に倒壊等の大きな損傷を防ぐような目標値とする(第4章防災計画参照)。」としました。	
71	2章		また、専門的な…場合には、文化庁や東京都…参考に対応する。→また、文化庁や東京都…参考に対応する。	2-14	「専門的な知見を必要とする場合や保存管理に困難が生じた場合には、」を削除しました。	
72	体裁等		フォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	3章全部	フォントを「BIZ UDP明朝 Medium」「BIZ UDP明朝 Medium」「BIZ UDPゴシック」「MS Pゴシック」のいずれか、行数を「40行」、文字数を「40文字」で設定	
73	3章	9	※p2-2 「2. 保護の方針」への指摘への対応  2-2に「(1)基本的な考え方」を追加して方向性を示すのであれば "有識者会議報告書" P.55 の①と②のみの記述としたい。 ※GHQ時代の遺構に関することは、5-3「展示のあり方」ではなく 5-7「施設整備の具体的な方向性 (その他)④」に、 "GHQや修道会時代の遺構"に関する扱いについて記述する。 ※修室等の解体については、同③に記述あり。	(5-7にて対応) (別行参照)	GHQの遺構については、5-7「施設整備の具体的な方向性 (その他)」に新たに④を設けて加筆しました。	
74	3章	9,10,11,12	主玄関前にバリアフリー対応用に造成する可能性がある場合、保全区域でなく整備区域にした方がよい	3-9,10,11,12	P3-9 ②保全区域 該当箇所: 暫定位置の記述に「旧赤星鉄馬邸の背面北東(玄関前)側及び」を追記 P3-9 ③整備区域 該当箇所: 「・旧赤星鉄馬邸の背面北東(玄関前)側のバリアフリー整備を予定している部分(詳細は第5章活用計画参照)」および暫定位置の記述に「旧赤星鉄馬邸の背面北東(玄関前)側のバリアフリー整備を予定している部分及び」を追記 P3-10 ②保全区域 該当箇所: 暫定位置の記述に「旧赤星鉄馬邸の背面北東(玄関前)側及び」を追記 P3-11 ③整備区域 該当箇所: 「・旧赤星鉄馬邸の背面北東(玄関前)側のバリアフリー整備を予定している部分(詳細は第5章活用計画参照)」および暫定位置の記述に「旧赤星鉄馬邸の背面北東(玄関前)側のバリアフリー整備を予定している部分及び」を追記 P3-12 図3-5: 主玄関前のバリアフリー対応用に造成する可能性がある範囲を整備区域に変更(造成範囲は暫定位置としています)	模型を用いて説明します。
75	3章		表左「区分」→「区分名」	3-9	「区分」→「区分名」に修正	
76	3章		文化財建造物(建造物)→文化財(建造物) ※修正2か所	3-10	文化財建造物(建造物)→文化財(建造物)に修正 ※2か所	
77	3章		文化財建造物(建造物)→文化財(建造物) ※修正1か所	3-11	文化財建造物(建造物)→文化財(建造物)に修正 ※1か所	
78	3章		1つ目の○、1つ目の・「防災施設を～とする」→削除する	3-11	1つ目の○、1つ目の・「防災施設を～とする」→削除 「・管理上必要な施設」→「・管理・防災上必要な施設」に修正	
79	3章	13,14,15,16	貯水槽は竣工当初からあると推定されるが、アプローチ検討において動線確保を優先する方向性となる場合はあわせて貯水槽の位置づけの見直しが必要	3-13,14,15,16	P3-13 該当箇所: 貯水槽の位置づけを「①保存建造物」→「③その他の建造物」に変更 P3-14 該当箇所: 貯水槽の位置づけを「①保存建造物」→「③その他の建造物」に変更 P3-14~15 方針: 「・貯水槽の主要構造部(躯体部分)は竣工時から存在すると推定されるため、極力残す。ただし、敷地西側に管理動線等を整備するために貯水槽を撤去する場合は位置・外観・主要構造部(躯体部分)を記録保存する。」を追記 P3-16 図3-6: 貯水槽の位置づけを「①保存建造物」→「③その他の建造物」に変更	模型を用いて説明します。
80	3章		一番下の・「整備区域～行う。」→削除する	3-15	一番下の・「整備区域～行う。」→削除 「・保全区域に位置する」→「・保全区域・整備区域に位置する」に修正	
81	4章		武蔵野消防署の後の改行→改行なしにする	4-2	武蔵野消防署の後の改行→改行なし と修正	
82	4章		①a利活用事業者職員→その責任者	4-2	①a利活用事業者職員→その責任者 と修正	
83	4章		①b利活用事業者職員→その職員	4-2	①b利活用事業者職員→その職員 と修正	

84	4章		②a「旧赤星鉄馬邸では、基本的に展示機能及び貸室であるが、利活用事業者の利活用の内容によつては」→「旧赤星鉄馬邸では展示のほか積極的な利活用を想定する。その場合、」	4-2	②a「旧赤星鉄馬邸では、基本的に展示機能及び貸室であるが、利活用事業者の利活用の内容によつては」→「旧赤星鉄馬邸では展示のほか積極的な利活用を想定する。その場合、」と修正	
85	体裁等		②b前の改行を削除し、開始位置を②aと合わせる	4-2	②b前の改行を削除し、開始位置を②aと合わせる に修正	
86	4章		上から2行目、「遅くなる。」の後の改行を削除し、後続の文の前に「そのため、」を挿入する	4-2	上から2行目、「遅くなる。」の後の改行を削除し、後続の文の前に「そのため、」を挿入する へ修正	
87	4章		(2)2)「新たに…参照)」→「新設予定の公園施設」	4-3	(2)2)「新たに…参照)」→「新設予定の公園施設」へ修正	
88	体裁等		5)①②③の箇条書き→文にする。※4-2と合わせる	4-4	5)①②③の箇条書き→文にする。※4-2と合わせる に修正	
89	体裁等		③「a」「b」→「a.」「b.」※4-2と合わせる	4-4	③「a」「b」→「a.」「b.」※4-2と合わせる に修正	
90	体裁等		③bの前の空白行→削除する	4-4	③bの前の空白行→削除する と修正	
91	体裁等		④～⑥の箇条書き→文にする。※4-2と合わせる	4-5	④～⑥の箇条書き→文にする。※4-2と合わせる に修正	
92	体裁等		⑤「a」「b」→「a.」「b.」※4-2と合わせる	4-5	⑤「a」「b」→「a.」「b.」※4-2と合わせる に修正	
93	4章		教養・休憩施設案(公園施設)→公園施設	4-7	教養・休憩施設案(公園施設)→公園施設 に修正	
94	4章		RF図、「人数を限定～などでの公開」→通常非公開。特別公開時に少人数限定で公開	4-9	RF図、「人数を限定～などでの公開」→通常非公開。特別公開時に少人数限定で公開	
95	4章		2F図、利活用のためのサービスゾーン(…))→利活用・サービスゾーン カッコ内の記述は不要	4-9	2F図、利活用のためのサービスゾーン(…))→利活用・サービスゾーン カッコ内の記述は不要 に修正	
96	4章		2F図、公開ゾーン(…))→公開・利活用ゾーン カッコ内の記述は不要	4-9	2F図、公開ゾーン(…))→公開・利活用ゾーン カッコ内の記述は不要 に修正	
97	4章		1F図、利活用のためのサービスゾーン(…))→利活用・サービスゾーン カッコ内の記述は不要	4-9	1F図、利活用のためのサービスゾーン(…))→利活用・サービスゾーン カッコ内の記述は不要 に修正	
98	4章		1F図、2つの「公開ゾーン(…))→公開ゾーン カッコ内の記述は不要	4-9	1F図、2つの「公開ゾーン(…))→公開ゾーン カッコ内の記述は不要 に修正	
99	4章		BF図、人数を少人数～などでの公開→通常非公開	4-9	BF図、人数を少人数～などでの公開→通常非公開 に修正	
100	4章		BF図、地階はガイドツアー→削除する	4-9	BF図、地階はガイドツアー→削除する に修正	
101	4章		(※内容…していく)→削除する	4-10	(※内容…していく)→削除する に修正	
102	4章	12	「⑤登録有形文化財等の応急措置」3つ目・「～支柱やワイヤーで一時的に構造を支持し、～」は木造の場合と思われる。RC造の旧赤星鉄馬邸では「早急に立ち入り禁止の措置を施すこと」等ではないか。	4-12	ご指摘の通り、RC造の旧赤星鉄馬邸では「早急に立ち入り禁止の措置を施すこと」と記述を修正しました。	
103	4章	7	図4-2 防火管理区域図を5章との整合性をとる	4-7	図4-2 防火管理区域図の公園施設を西側に配置する案で差し替え	
104	体裁等		5章偶数ページ(5-2など)の位置を他章と合わせる	5章全部	5章偶数ページ(5-2など)の位置を他章と合わせる に修正	
105	5章	2	「2)公開日時」「～を原則とする。」 イベント等で夜間開放を想定する場合、建築基準法第48条許可時にも絡むため、ある程度記載すべきではないか。	5-2	「～を原則とするが、イベント等で夜間開放を想定も留意して、建築基準法第48条許可について検討する。」と記述を修正しました。	
106	5章		「ガイドツアー等…原則非公開とする。」→「原則非公開とする。」	5-2	「ガイドツアー等…原則非公開とする。」→「原則非公開とする。」に修正	
107	5章		礼拝堂→礼拝棟	5-2	礼拝堂→礼拝棟 に修正	
108	5章	3	「2)新たな価値を模索し創造するための活動」「模索します。」→「模索する。」(ですます調の修正)	5-3	「模索します。」→「模索する。」で記述を修正しました。	

109	5章	3	「2)造作家具、復元家具や什器類の公開」「費用対効果に留意する。」には、削減だけでなく歳入増の取組についても言及してはどうか。(ガバクラ、ふるさと応援寄付 等)	5-3	2)造作家具、復元家具や什器類の公開 旧赤星鉄馬邸内にはノエミ・レーモンドがデザインした造作家具が一部残されている他は、ほとんどの家具が失われている。家具を復元(リプロダクション)する場合は、寄附等歳入の状況や費用対効果に留意し、復元の優先度が高い居室に関するものを優先する。 としました。	
110	5章	3	1)方式 「～事業採算性を見込むことが困難なことや、第一種低層住居専用地域としての用途制約もあるため、採用しない。」→「～第一種低層住居専用地域による用途制限などにより、事業採算性を見込むことが困難であるため、採用しない。」	5-3	「～事業採算性を見込むことが困難なことや、第一種低層住居専用地域としての用途制約もあるため、採用しない。」→「～第一種低層住居専用地域による用途制限などにより、事業採算性を見込むことが困難であるため、採用しない。」と記述を修正する。	
111	5章	3	「1)展示のあり方」の「多彩な内容に対応した展示」は、展示の内容によっては、展示の仕方も見据えた設計・工事計画を計画してもらう必要があるため、具体化して書いた方が良い。 (噴水移設時に出てきたGHQ接收期の頃のモザイクタイルを庭に埋め込んだり、その様子や復原工事の記録写真を撮影して展示したりといった案が考えられる。)	5-3	多彩な内容に対応した展示の具体案として、以下の内容を記載しました。 多彩な内容に対応して展示例として、復原・復元整備工事の記録のほか、噴水移設時に出てきたGHQ接收期の頃のモザイクタイルを庭に埋め込む工事の記録など、写真や映像を用いた展示解説を行う。 復原のために撤去する部位についても当時の様子や時代を表すものについては、記録的モニュメントとして展示するほか、整備の際の材料やモチーフとして再使用することなども検討する。	
112	5章	3,その他	※「1)展示のあり方」の「多彩な内容に対応した展示」参考 解体や復原(外壁の塗装剥がし等)の工事の記録映像は撮った方が良いと思う。	5-3	同上	
113	5章	3	「2)新たな価値を模索し創造するための活動」「～活動の実施を模索します」は、模索でなく方針を記述する必要がある。	5-3	「地域住民・団体や事業者や近隣の大学等がこれまでの活動の枠に収まらず、試行を繰り返しながら旧赤星邸で社会実験に関わってきた地域住民・団体や事業者とともに新たな価値を生み出していく活動の実施を継続する。」と追記しました。	
114	体裁等		「社会実験に関わってきた地域住民・団体」のフォントを他と合わせる	5-3	「社会実験に関わってきた地域住民・団体」のフォントを他と合わせる に修正	
115	5章		「多彩な内容に対応した展示例として、…展示解説を行う。」→「多彩な内容に対応した展示例として、…展示解説を行うことが考えられる。」	5-3	「多彩な内容に対応した展示例として、…展示解説を行う。」→「多彩な内容に対応した展示例として、…展示解説を行うことが考えられる。」に修正	
116	5章		(2)1)「一体的利活用」→「建物と庭の一体的利活用」	5-3	(2)1)「一体的利活用」→「建物と庭の一体的利活用」に修正	
117	5章		(2)1)「指定管理者の公募時期は、運営事業者の意見を設計に反映する必要性を見極め、設計期間中に運営事業者を公募する可能性について今後検討する。」→(2)1)「指定管理者の公募時期は、運営事業者の意見を設計に反映する必要性を見極めた上で今後検討する。」	5-3	(2)1)「指定管理者の公募時期は、運営事業者の意見を設計に反映する必要性を見極め、設計期間中に運営事業者を公募する可能性について今後検討する。」→(2)1)「指定管理者の公募時期は、運営事業者の意見を設計に反映する必要性を見極めた上で今後検討する。」に修正	
118	5章		1行目「建設」→「整備」	5-3	1行目「建設」→「整備」に修正	
119	5章		3)「専門的が異なるが」→「専門性が異なるが」	5-4	3)「専門的が異なるが」→「専門性が異なるが」に修正	
120	5章		4)「市からの指定管理料と利用料金制の採用」→「運営管理の経費は、指定管理料と利用料金の併用によって賄う。」	5-4	4)「市からの指定管理料と利用料金制の採用」→「運営管理の経費は、指定管理料と利用料金の併用によって賄う。」に修正	
121	5章	5	「3)関係機関」2行目 大学の順番 亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学 の順にする	5-5	ご指摘のように修正しました。	
122	5章		東京都建築安全条例の欄「第10の2「前面道路の幅員」の規定が適用となるため、認定が必要である。」→「第10の2「前面道路の幅員」の規定が適用となるため、留意が必要である。」	5-5	東京都建築安全条例の欄「第10の2「前面道路の幅員」の規定が適用となるため、認定が必要である。」→「第10の2「前面道路の幅員」の規定が適用となるため、留意が必要である。」に修正	
123	5章		武蔵野市のコミュニティ構想→武蔵野市コミュニティ構想	5-5	武蔵野市のコミュニティ構想→武蔵野市コミュニティ構想 に修正	
124	5章	3,7	礼拝棟をガイダンス的機能としても使うことをどこかに記載する。	5-6	5-6の1)平面計画に記載し、図面にもガイダンス施設と明記しました。	
125	5章	7	⑩ 「パリアフリー」→「ユニバーサルデザイン」等に表現修正	5-6	ご指摘のように修正しました。	
126	5章		⑧「まとまった駐輪・駐車スペースを敷地内に整備することは困難なため」→「まとまった駐輪・駐車スペースを敷地内に整備することが困難な場合は」	5-6	⑧「まとまった駐輪・駐車スペースを敷地内に整備することは困難なため」→「まとまった駐輪・駐車スペースを敷地内に整備することが困難な場合は」に修正	
127	5章		⑨「便益施設」→「公園施設」	5-6	⑨「便益施設」→「公園施設」に修正	
128	5章		⑪「竣工時のオーニングは復原を優先しない。」→「オーニングの復原は優先しない。」	5-6	⑪「竣工時のオーニングは復原を優先しない。」→「オーニングの復原は優先しない。」に修正	
129	5章		⑫「管理事務所や利活用のための機能等のための諸室として活用するため、」→「管理や利活用のため」	5-6	⑫「管理事務所や利活用のための機能等のための諸室として活用するため、」→「管理や利活用のため」に修正	

130	5章		3行目「地階と屋上階は、幅が狭く急な勾配の階段であるため、ガイド付きの見学ツアーによる人数を制限した公開とする。」→「地階と屋上階の階段は幅が狭く勾配が急なため、原則非公開とする。」	5-7	3行目「地階と屋上階は、幅が狭く急な勾配の階段であるため、ガイド付きの見学ツアーによる人数を制限した公開とする。」→「地階と屋上階の階段は幅が狭く勾配が急なため、原則非公開とする。」に修正	
131	5章		③「衛生設備として来館者や管理者等のトイレや水廻りや、ユニバーサルデザイン設備としてスロープやエレベーター、休憩室や更衣室等の便益施設は、近年増築された旧礼拝棟や修道女会の時代に改造された浴室やトイレ等を改修して整備する。」→「衛生設備(トイレや水廻り)、ユニバーサルデザイン設備(スロープやエレベーター)、便益施設(休憩室や更衣室等)は、旧礼拝棟や修道女会時代に改造された浴室やトイレ等を改修して整備する。」	5-7	③「衛生設備として来館者や管理者等のトイレや水廻りや、ユニバーサルデザイン設備としてスロープやエレベーター、休憩室や更衣室等の便益施設は、近年増築された旧礼拝棟や修道女会の時代に改造された浴室やトイレ等を改修して整備する。」→「衛生設備(トイレや水廻り)、ユニバーサルデザイン設備(スロープやエレベーター)、便益施設(休憩室や更衣室等)は、旧礼拝棟や修道女会時代に改造された浴室やトイレ等を改修して整備する。」に修正	
132	5章	7	旧礼拝棟に展示機能を設ける計画があるのであれば、「③公開、活用に係る施設や設備等」等で、位置づけだけでもしておくと良いかと思う。	5-7	ご指摘のように、(3)建築計画、外構及び周辺整備計画 1)平面計画 ③公開、活用に係る施設や設備等(5-7ページ)で記載しました。	
133	5章	7他全体	「①動線計画」2行目 「旧礼拝堂」→「旧礼拝棟」 (2箇所)	5-7	ご指摘のように修正しました。	
134	5章	7	※都教育庁 p2-2 「2. 保護の方針」への指摘への対応方針 GHQ時代の遺構に関することは、5-3「展示のあり方」ではなく 5-7「施設整備の具体的な方向性 (その他)⑭」に、 "GHQや修道会時代の遺構"に関する扱いについて記述する。	5-7	GHQの遺構については、5-7「施設整備の具体的な方向性 (その他)」⑭を設けて加筆。 「⑭旧赤星鉄馬邸のこれまでの変遷の痕跡である遺構(例えはGHQ接收期に整備されたと思われる噴水や修道女会時代に造られた花壇、旧礼拝堂北側の石灯籠や庭石、庭園南側の祠跡台座などの工作物)は建物や庭園の保存や利活用の影響を考慮した上で、展示解説なども行き現位置で残していくが、やむを得ない場合に限り移設や記録保存など行うこととする。」	
135	5章	9	「キッチン」「執事室・応接室」「現場維持」→「現状維持」	5-8	ご指摘のように修正しました。	
136	5章	9他	「EV(B案)」→「EV(案)」 外付け案で方針を決定し、他のA・C・D案を記載しない場合、Bの表記を削除する	5-9他	「EV(B案)」→「EV(案)」に修正しました。	
137	5章	25他	貯水槽、変電施設、外付けエレベーター等の追加	5-16	表記しました。	
138	5章	29	「チケット販売場所(本邸内)」と、メインの入口(旧礼拝棟)が不整合。P5-9の図の旧礼拝棟の「エントランス棟として、総合受付・監理室、～」とも不整合。	5-16	本邸内でのチケット販売の記載は削除しました。	
139	5章	31	「4. 事業実施に向けての課題」に ・登録有形文化財では、建築基準法の適応に実施できない復原がある。 ・復原のためには、将来的に適用除外を受けられる文化財指定等を目指す必要があることを、課題として記載した方が良いのではないか。工事を2段階に分ける理由付けにもなる。	5-17	5-18ページ(1)以下の内容に修正  一度の工事で全てを整備することは財政上困難であることや、建築基準法上の適応を受ける登録有形文化財では整備可能範囲が限られることから、2期に分けて整備する。第二期工事の内容については、第一期工事後の活用状況、運営上の知見の蓄積、利用者ニーズ等の変化、文化財価値の向上を踏まえた指定の可能性を考慮して検討する。 第一期工事では、劣化が進んでいる建物を安全かつ健全な状態にするために必要な劣化部分の改修・修繕工事、耐震補強工事、庭園・外構等改修工事、防犯・防災設備等工事を優先し、その他の復原・復元整備工事は、財政制約上許容される限度で実施する。残余は財政状況等を勘案しながら適切な時期に第2期工事として実施する。	
140	5章	31	「(1)財政制約下における整備内容の重点化」p1-1の内容を踏まえて再調整	5-19	前回委員会資料を修正対象とし、以下の段落を追加しました。 ④整備時点での特定財源の積極的な活用やクラウドファンディングなどの検討により歳入の確保に努める。	
141	体裁等		5-20ページ以降本文。フォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	5-19以降	5-20ページ以降本文。フォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる に修正	
142	体裁等		小見出し①～→太字にする(他と合わせる)	5-19	小見出し①～→太字にする(他と合わせる) に修正	
143	体裁等		③の前の空白の1行→削除する	5-19	③の前の空白の1行→削除する に修正	
144	5章	34	「(2)関連法令等の手続き」第2段落 「許可の取得を目指す」等、日本語がおかしい。 「文化財価値の向上のためには、復原・復元・展示に加え、幅広く利活用していくことが重要である。しかし、建物の用途を変更する場合には、建築基準法にて現行の都市計画に定める用途地域内の制限が適用されることとなる。一方、本件敷地が所在する第一種低層住専用地域において、良好な住居環境を害する恐れが無いもの、あるいは公益上やむを得ないものと特定行政庁が認め、建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁の許可が得られれば、用途地域制限を超える活用が可能となる事がある。そのため、許可を得られるよう、騒音や振動、交通状況等の環境変化により周囲の住居環境を害する恐れが無い範囲での活用を検討していくこととする。」などはどうか。	5-20	ご提案のように記述を修正する。	

145	5章		図。本邸等と公園の2つのスケジュールに改める。さらに詳しく分割することや月単位の情報は不要	5-21	図。本邸等と公園の2つのスケジュールに改める。さらに詳しく分割することや月単位の情報は不要 に修正	
146	5章	35	事業スケジュールが長いように思う。もう少し短くできないか、検討してほしい。	5-21	以下の内容に修正しました。  (6) 大まかな事業スケジュール 文化財である本邸等の設計・工事と並行して公園の設計・整備を進め、令和13年度オープンを目指す。なお、設計や工事段階で判明する事象に適切に対応しながらスケジュールを最適化する。	
147	5章	22~24	図の修正。便益施設→公園施設、駐車場・駐輪場と表記を修正し、複数案の配置でなく1案に絞り込む。	5-22~24	図の修正。便益施設→公園施設、駐車場・駐輪場と表記を修正し、複数案の配置でなく1案に絞り込む。に修正	
148	体裁等		フォント様式、行数、1行の文字数を他と合わせる	6章全部	フォントを「BIZ UDP明朝 Medium」「BIZ UDP明朝 Medium」「BIZ UDPゴシック」「MS Pゴシック」のいずれか、行数を「40行」、文字数を「40文字」で設定	